

厚生労働省
経済産業省
環境省
告示第二号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第十一条の規定に基づき次に名称を掲げる優先評価化学物質の指定を取り消したので、公示する。

平成二十七年三月二十六日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

経済産業大臣 宮沢 洋一

環境大臣 望月 義夫

通し番号 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第11条の規定に基づき指定を取り消した優先評価化学物質の名称

13 クロロエチレン（別名塩化ビニル）

(2) - 102